

第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画(案) 概要

※パブリックコメント手続用

計画策定の趣旨

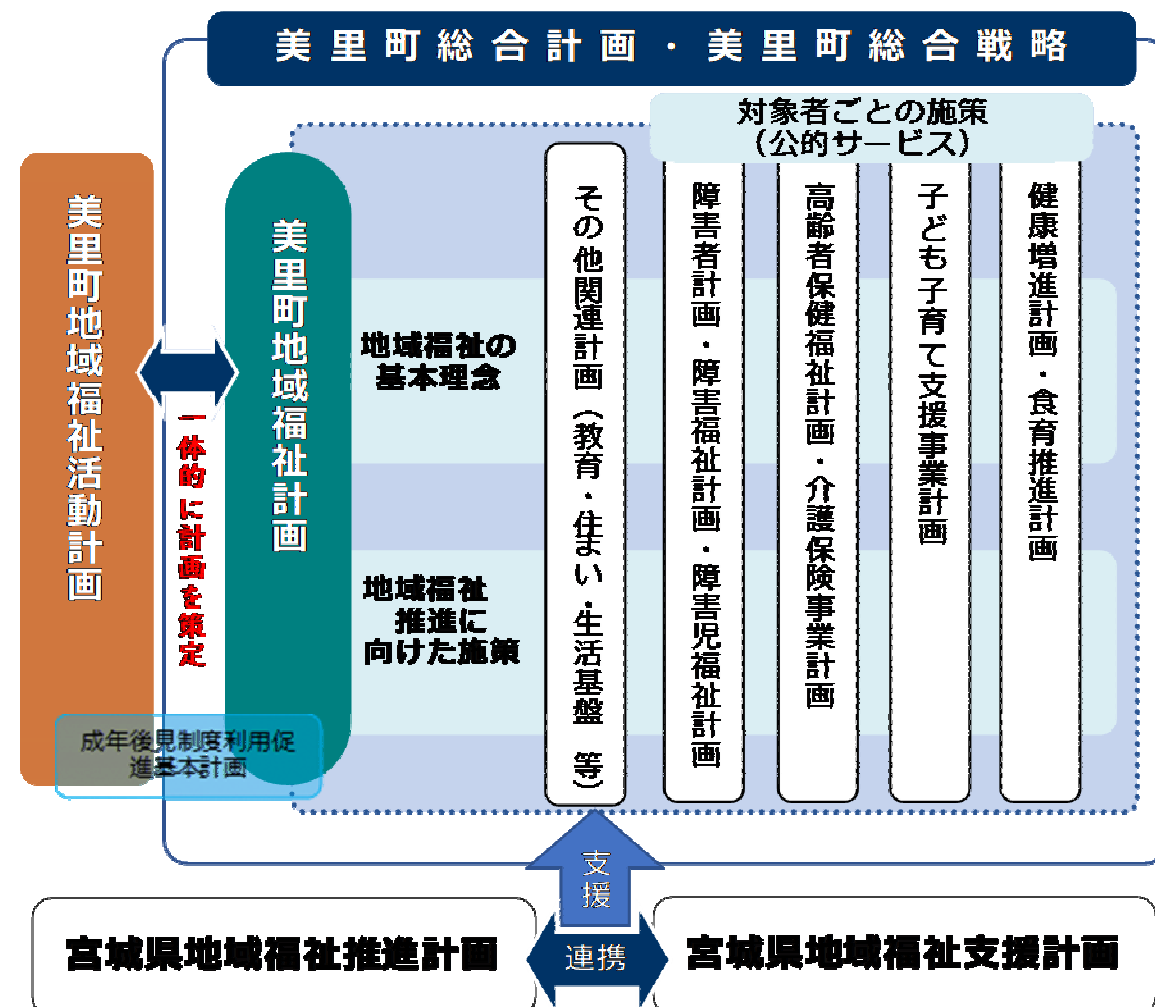
誰もが住み慣れた地域で、その人の年齢や性別、障がい、国籍などの有無に関わらず安心して健やかに暮らせるように地域の住民や団体、公や民間の社会福祉関係者が協力しあい、地域における様々な福祉に関する課題の解決へ向けて行動していく考え方を「地域福祉」と定義し、社会情勢の変化等を踏まえつつ、住民と町、ボランティア、NPO 法人、サービス提供事業者等が力を合わせ、支え合いながら、それぞれの役割のなかでできることを実践していくことにより、だれもが地域で安心して暮らしていくことができる地域社会をめざすことを計画策定の趣旨とします。

計画の期間

本計画の期間は、令和4年度を初年度とする5年間（令和4～8年度）とします。計画最終年度にあたる令和8年度に第3期地域福祉計画及び第5次地域福祉活動計画を策定する予定とします。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正並びに社会動向を踏まえて、必要な場合は見直していきます。

地域福祉計画の位置づけ・各計画との関係



課題

(1) 必要な支援・サービスへつながる相談支援体制（仕組み）づくり

住民が抱える困りごとや生活課題は様々であり、アンケート調査の結果では、困ったことがあるときに誰かに相談したいかについて、8割が相談したいと感じる一方で、「自分で解決したい」、「他人を巻き込みたくない」、「何となく相談しづらい」といった理由から、相談しないと回答した割合が2割程度を占めており、課題が潜在化する傾向があることがうかがえます。また、相談したいと思わない理由には、「プライバシーが守られるかどうか心配」といった意見も上位に挙がっており、支援に対する配慮も重要と考えられます。

加えて、住民が困ったときに手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」、「話し相手」が多いほか、「悩みごとの相談相手」、外出などの移動の問題など、様々な分野のものがありました。

相談業務などからの課題では、多様で複雑化・複合的な課題や制度などの狭間にある問題への対応が、子ども・障がい・高齢・生活困窮などの対象別によるサービス提供では解決が困難になっている現状があります。

そのため、地域全体で支援を必要としている人を把握していく体制づくりとともに、多様な主体による重層的な支えあい・助けあい活動や必要な制度・サービス提供などへつなげていく相談支援体制（仕組み）を構築していくことが求められています。

(2) つながり・支えあい活動の充実と地域共生社会

町内には、行政区会や自治会などの地縁組織のほか、地区社会福祉協議会やボランティアなどの福祉団体や老人クラブなどの当事者団体があり、高齢者の見守り活動やお茶のみ会などのサロン活動が行われ、つながりづくりや支えあいに基づく地域活動が展開されています。

一方で、少子高齢化と人口減少が進んでいるほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域でふれあいや交流を目的とした集いの機会を持つことが困難となり、世代に関わらず、住民同士のつながりが弱まっている現状もあります。

アンケート調査の結果では、「だれかに相談したい」場合、家族などの身近な相談相手の次に、友人・知人が挙がっており、近所づきあいや趣味活動など普段の暮らしの中の様々な機会を通して人と人とがつながりあう関係づくりを広めていくことが必要です。

また、活動にあたっての課題では、地域の要となる一部の役員に多くの負担がかかっている現状や、組織内の高齢化による会員の減少や役員の担い手不足、活動のマンネリ化などが見受けられます。

そのため、地域における福祉教育・協働教育の実践や、福祉の担い手育成により、多世代の地域活動への参画をすすめていき、活動を広めていくことが必要です。

そして、住民一人ひとりが地域福祉の担い手として意識を高め主体的に地域活動に参画していくとともに、行政や福祉関係団体、企業などの多様な主体が連携・協働して地域共生社会を進めていくことが求められています。

(3) わかりやすい情報提供と包括的な支援・サービスの充実

アンケート調査の結果では、福祉サービスを利用したいと思った住民の1割が「利用しなかった」と回答しています。その理由として、子育て支援、高齢福祉・介護保険分野では、「どんなサービスが受けられるのかわからなかった」を最上位に挙げており、どのようなサービスがあり、どのようにすれば利用できるかなど、必要な情報が伝わっていない状況も見受けられます。また、障害福祉分野では、「利用するための手続きができなかった」を挙げています。

そのため、困ったときに相談できる窓口や各種サービスに関するわかりやすい制度等の周知を様々な広報媒体を活用して行うとともに、福祉サービスの質の向上と、より利用しやすい仕組みについて引き続き整備していく必要があります。

また、地域共生社会をすすめていくには、人権尊重や権利擁護を広めていくことのほか、これまでの子ども・障がい・高齢・生活困窮などの対象別によるサービス提供だけではなく、災害や交通・防災なども含めた様々な課題に対して、多様な主体が担い手となって横断的に連携・協働していくことが重要です。

そして、だれもが安心・安全を実感できる暮らしやすい生活環境に向けた包括的な支援・サービスの充実が求められています。

基本理念（めざす地域福祉の姿）

今後も少子高齢化の勢いは衰えることなく進行し、社会背景やライフスタイルの変化、要介護者の増加や地域課題の一層の複雑化も相まって、これからの各種課題の解決には各属性の関係者が一丸となって解決に向けて調整を図らなければなりません。

そこで、今回の計画ではこれまで進めてきた地域福祉に関する具体的な取り組みを、さらに総合的かつ一体的に推進していくため、第1期美里町地域福祉計画で設定した基本理念である「一人ひとりが手を取りあって、ともにいきいきと暮らせるまち みさと」を継承し、引き続き地域における支え合いとともに、様々な主体が協力・連携し、いきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現へ向けて、様々な取り組みを進めていきます。

計画の視点

（１）地域における支え合いの醸成（支え合い・ひとづくり）

支援を必要とする人に対して、地域における身近な支え合いを中心とした、各種地域団体のネットワークを構築するとともに、ボランティアや地域活動の活性化、協働による福祉活動のしくみづくり、福祉教育の推進や啓発、地域福祉活動のPRによる担い手づくりなど支え合いの活動を担うひとづくりの基盤を構築し、それぞれが役割を担いながら、地域福祉の推進にあたります。

（２）住民をはじめとする多様な主体の参加（参加・参画）

だれもがいきいきと安心して暮らせる地域づくりの実現に向けて、日常の暮らしの中から顕在化する様々なニーズや生活課題を“我が事”として捉え、住民をはじめとする地域の多様な主体が自己の役割を認識しながら地域福祉活動に参加・参画できるよう働きかけます。

（３）一人ひとりを尊重し合う地域づくり（共生）

性別、年齢、出身地や障がいの有無などにより、地域社会から排除されることなく、人と地域資源すべてがかけがえのない存在として尊重し合いながら共生し、暮らしと生きがいを共に創造する地域づくりを進めます。

（４）地域の生活課題への横断的な対応（包括・連携）

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」といった関係を超えて包括的に連携し、地域に暮らす住民の悩みや問題に丁寧に耳を傾け、地域の特色に応じた生活課題として把握・整理するとともに、個々の課題の関連を意識しながら課題の解決に向けて地域ぐるみで取り組みます。

基本理念

一人ひとりが手を取りあって、ともにいきいきと暮らせるまち **みさと**

（基本目標・施策の展開）

計画の視点

① 地域における支え合いの醸成
② 住民をはじめとする多様な主体の参加
③ 一人ひとりを尊重し合う地域づくり
④ 地域の生活課題への横断的な対応
（支え合い・ひとづくり）
（参加・参画）
（共生）
（包括・連携）

基本目標１：みんなが輝く人づくり

- 1-1 地域福祉活動に対する理解の促進
- 1-2 地域福祉活動を支える人材・団体の育成
- 1-3 権利擁護体制の強化

基本目標２：ささえあいと協働による地域づくり

- 2-1 住民同士の顔の見える機会・交流づくり
- 2-2 支援を必要とする人の把握・支援につなげる体制づくり
- 2-3 地域福祉ネットワークの構築

基本目標３：ともにいきいきと暮らせる仕組みづくり

- 3-1 保健福祉サービスの利用支援
- 3-2 地域での自立支援
- 3-3 人にやさしい地域づくりの推進
- 3-4 地域における防災・防犯対策の推進

計画の推進

（１）計画の周知・啓発

本計画で示した基本理念や取り組みについて、住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。また、広報紙やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

（２）計画の推進と進捗の確認

国の福祉制度改革の動向を見極めながら、関連計画などを策定している関係課とも連携を図り、住民・社会福祉協議会・町とともに、計画の進捗確認を行っていきます。

なお、令和元年12月以降、世界的規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症対策として国が示した「新しい生活様式」に則して、生活スタイルや地域活動のあり方にも大きな変容が求められています。そのため、具体的な事業の計画・実施にあたっては、このような側面にも配慮しながら取り組んでいきます。

（３）地域福祉の推進に向けた各主体の役割

地域福祉の推進にあたっては、住民をはじめ、地域活動団体、社会福祉協議会、関係機関、行政などの多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって協働で地域福祉を推進することが大切です。